

練馬区立学校（園）における
教員の働き方改革推進プラン（改定）案

令和 7 年（2025 年） 2 月

練 馬 区 教 育 委 員 会

目 次

第1章 基本的な考え方	2
1 学校（園）における教員の働き方改革の目的および改定の主旨	
2 本プランの位置付け	
第2章 これまでの取組および勤務実態	3
1 練馬区立学校（園）教員勤務実態調査（平成30年）	
(1) 調査結果および目標	
(2) これまでの主な取組	
2 取組による勤務実態の改善状況	
(1) 教員勤務実態調査（国調査）との比較	
(2) 月ごとの時間外在校時間の割合（令和3年9月～令和6年12月）	
(3) 年間の時間外在校時間の割合（令和5年度）	
(4) 病気休職者の状況（令和元年度～令和6年度）※令和6年度は12月末時点	
(5) 勤務実態から見える成果および課題	
第3章 今後の目標および取組	13
1 学校（園）における教員の働き方改革の目標	
2 国および都の今後の主な取組	
3 区の今後の取組	
参考資料.....	17
・「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（令和6年8月 中央教育審議会答申）	
・学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム（令和6年3月 東京都教育委員会）	
・「学校・教師が担う業務に係る3分類」（平成31年1月 中央教育審議会答申）	

第 1 章 基本的な考え方

1 学校（園）における教員の働き方改革の目的および改定の主旨

【目的】

教員一人ひとりの心身の健康保持と誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の向上を図る。

学校における働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備については、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成 31 年 1 月 25 日）を踏まえた「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成 31 年 3 月 18 日付け文部科学事務次官通知）等により、国として様々な取組を進めてきたところである。

練馬区教育委員会は、平成 30 年 2 月に東京都教育委員会が示した「学校における働き方改革推進プラン」を基に、平成 31 年 3 月、「練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間勤務の改善に取り組み、学校教育の質の向上を目指してきた。

これまで、副校長補佐や学校生活支援員等のサポート人材の配置拡充や各種システムの導入・整備などの取組を進めてきたことにより、教員の時間外勤務の状況は改善傾向にあるが、依然として長時間勤務の教員が多い状況にある。

中央教育審議会は、令和 6 年 8 月、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策についての答申を出し、教職員定数の改善や教師の処遇改善に関する方向性を示した。

この度、国や都の動向、最新の教育課題等に対応するため、本プランを改定し、教員の働き方改革について、更なる推進を図っていく。

2 本プランの位置付け

働き方改革を進めるためには、各学校（園）が実態に応じた取組を進めることができるよう、練馬区教育委員会が改善目標を含む実施計画を策定する必要がある。

本プランは、練馬区教育委員会の実施計画であるとともに、学校（園）での取組を促進することを目指すものである。本プランの具現化を通じて、学校（園）の働き方改革を着実に推進するとともに、目標の達成状況を検証し必要な施策を講じるなど、学校（園）の働き方改革を継続的に支援していく。

＝ 第 2 章 これまでの取組および勤務実態

1 練馬区立学校（園）教員勤務実態調査（平成 30 年）

(1) 調査結果および目標

練馬区教育委員会では、平成 30 年、勤務実態を正確に把握するため、幼稚園 3 園、小学校 33 校、中学校 17 校の計 53 校（園）のうち常時勤務する教員全員（校長、副校長、主幹教諭、教諭、主任養護教諭・養護教諭、栄養教諭等。臨時的任用を含む。）を対象に、質問紙への回答および連続する 7 日間の業務記録表への記録を行った。

※ 調査対象校の選定は、地域バランスや学校規模、特別支援学級（知的固定）の有無、特別支援教室拠点校・通級指導学級の存在等を勘案し決定した。

調査結果からは、週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員が多数いるなどの実情が明らかになり、長時間勤務による健康への影響だけでなく、ライフ・ワーク・バランスの充実等の観点からも、早急な改善が必要であった。

そこで、練馬区教育委員会では、平成 31 年時点において、練馬区立学校（園）の教員の働き方の当面の目標を次のとおり設定した。

【当面の目標】

- 小学校、幼稚園の全ての教員の週当たりの在校時間を 55 時間以内とする。
（平日 1 日当たり 11 時間）
- 中学校の全ての教員の週当たりの在校時間を 60 時間以内とする。
（平日 1 日当たり 12 時間）

その後、令和元年 12 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 72 号）が公布されるとともに、令和 2 年 1 月、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示された。本指針においては、新たに時間外在校等時間の上限が定められ教職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置等が示された。

こうした状況を踏まえ、練馬区教育委員会は、管理運営規則を改正するとともに、国や都にあわせ、目標を次のとおり改めた。

【今後の目標】

- 全ての教員の月当たりの時間外在校時間を 45 時間以内とする。
- 全ての教員の年間の時間外在校時間を 360 時間以内とする。

(2) これまでの主な取組

練馬区教育委員会は、以下の4点を柱とし、練馬区立学校（園）の教員の働き方改革に取り組んできた。

- 1 副校（園）長業務の改善および教員への業務時間縮減に向けた働きかけ
- 2 校務・園務業務の改善および教員自身の意識改革の推進
- 3 部活動のあり方の見直し
- 4 教育委員会における働き方改革に関する環境整備

1 副校（園）長業務の改善および教員への業務時間縮減に向けた働きかけ

- (1) 人材の配置
 - ア 副校長補佐の配置拡充
R 2 : 3 名 ⇒ R 6 (12 月末時点) : 94 名
 - イ スクール・サポート・スタッフの配置拡充
R 2 : 32 名 ⇒ R 6 (12 月末時点) : 120 名
 - ウ 学校生活支援員の配置拡充
R 2 : 155 名 ⇒ R 6 (12 月末時点) : 262 名
 - エ 学校生活支援員（短時間勤務）の導入（令和5年度～）

2 校務・園務業務の改善および教員自身の意識改革の推進

- (1) 出退勤管理システム導入による勤務状況の明示（令和3年9月～）
- (2) 好事例の周知および活用（令和5年5月）

3 部活動のあり方の見直し

- (1) 「中学校部活動のあり方に関する方針」の策定（令和2年3月）
 - ・週2日以上の子休養日の設定
 - ・長くとも平日2時間、休日3時間の活動時間
- (2) 部活動指導員の配置拡充
R 2 : 3 名 ⇒ R 6 (12 月末時点) : 23 名
- (3) 「練馬区立中学校部活動アンケート」の実施（令和5年11月）
 - ・練馬区立中学校に通う生徒およびその保護者、教員を対象に実施

4 教育委員会における働き方改革に関する環境整備

- (1) 各種システムの導入・整備
 - ア 統合型校務支援システム（平成25年4月～ 順次更新）
 - イ 学校徴収金管理システム（平成31年4月～）
 - ウ 学校電話機の応答メッセージ機能（令和元年6月～）
 - エ 出退勤管理システム（令和3年9月～）
- (2) 学校施設管理員の導入（平成23年4月～）
- (3) 学校休務日の設定（令和元年度から3日 令和2年度から5日）
- (4) スクールロイヤーの導入（令和3年6月～）
- (5) 教員用タブレットの配備（令和4年9月～）
- (6) 土曜授業、通知表所見記載の見直し（令和6年4月～）

2 取組による勤務実態の改善状況

(1) 教員勤務実態調査（国調査）との比較

※国が抽出した小中学校（全国計 2,400 校）対象の調査

ア 職種別 平日 1 日当たりの在校等時間（時間：分）

※8月、10月、11月のうち、連続する日についての調査

平日	小学校		
	全国		練馬区
	H28年度	R 4 年度	R 4 年度
校長	10:37	10:23	9:48
副校長	12:12	11:45	10:43
教諭	11:15	10:45	10:24
養護教諭	10:07	9:53	9:03

平日	中学校		
	全国		練馬区
	H28年度	R 4 年度	R 4 年度
校長	10:37	10:10	9:45
副校長	12:06	11:42	11:08
教諭	11:32	11:01	10:14
養護教諭	10:08	9:53	9:14

イ 有給休暇取得日数

	小学校		中学校	
	全国	練馬区	全国	練馬区
H28年(度)	11.6日	16.8日	8.8日	12.7日
R4年(度)	13.6日	16.6日	10.7日	13.1日
R5年(度)		17.06日		14.5日

※校長・副校長を含む、全ての教員が対象

※国の結果は、当該年（度）の1～12月に取得した有給休暇の日数

※区の結果は、当該年（度）の4～3月に取得した有給休暇の日数

【分析および考察】

- ① 令和４年度時点において、平日の在校等時間が最も長い職層は副校長であり、小学校は 10 時間 43 分、中学校は 11 時間 8 分という結果となった。
- ② 令和４年度時点において、平日の在校等時間については、平成 31 年に設定した当面の目標である、小学校 1 日当たり 11 時間以内、中学校 1 日当たり 12 時間以内を達成することができた。
- ③ 有給休暇についても、全国と比較すると本区の教員は取得できているという結果となった。しかし、その内訳は、夏季休業中に偏っていることが想定され、日常的に有給休暇を取れている状況ではないと考える。

(2) 月ごとの時間外在校時間の割合

下表は、校長・副校長を含む、全ての教員を対象とし、月ごとの時間外在校時間の割合を示したものである。(土日祝日含む)

出退勤管理システムを導入した令和3年9月以降の月ごとの集計結果を、①目標とする月 45 時間以内、②月 45 時間超から過労死ラインとされる月 80 時間以内、③月 80 時間超に振り分けている。

【小学校】(単位：%)

黄枠：45 時間以内の割合が増加した月

R 3	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
45h 以内						58.9	46.2	47.0	52.4	68.8	60.6	51.4
45～80h						37.0	44.5	44.4	42.2	29.6	35.9	42.8
80h 超						4.1	9.3	8.6	5.4	1.6	3.5	5.8
R 4	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
45h 以内	40.9	51.9	37.9	86.9	99.9	54.3 (-5.6)	52.4 (+6.2)	55.0 (+8.0)	61.9 (+9.5)	70.4 (+1.6)	61.9 (+1.3)	59.4 (+8.0)
45～80h	49.3	43.2	47.1	12.2	0.1	40.5	41.9	40.5	35.4	28.1	35.4	37.8
80h 超	9.8	4.9	15.0	0.9	0.0	5.2	5.7	4.5	2.7	1.5	2.7	2.8
R 5	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
45h 以内	44.6 (+3.7)	53.3 (+1.4)	45.0 (+7.1)	72.9 (-14.0)	99.7 (-0.2)	60.0 (+5.7)	54.3 (+1.9)	60.0 (+5.0)	69.9 (+8.0)	72.7 (+2.3)	66.2 (+4.3)	67.8 (+8.4)
45～80h	49.3	43.9	47.1	25.9	0.3	37.5	41.2	37.3	28.8	26.0	32.0	30.3
80h 超	6.4	2.8	7.9	1.2	0.0	2.6	4.6	2.7	1.3	1.4	1.8	1.9
R 6	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
45h 以内	48.4 (+3.8)	52.7 (-0.6)	56.5 (+11.5)	73.4 (+0.5)	99.6 (-0.1)	65.8 (+5.8)	57.9 (+4.6)	63.3 (+3.3)	73.7 (+3.8)			
45～80h	46.6	43.1	39.2	25.9	0.4	32.6	38.6	35.1	25.4			
80h 超	5.0	4.2	4.3	0.7	0.0	1.5	3.5	1.6	1.0			

(括弧内は、前年比)

【中学校】（単位：％）

黄枠：45 時間以内の割合が増加した月

R 3	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
45h 以内						54.2	35.4	37.8	43.0	61.8	66.6	50.1
45～80h						33.1	36.9	36.8	40.1	32.6	29.0	36.5
80h 超						12.7	27.7	25.4	16.9	5.6	4.4	13.4
R 4	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
45h 以内	34.8	37.3	33.7	95.8	96.0	43.7 (-10.5)	38.5 (+3.1)	42.2 (+4.4)	51.5 (+8.5)	55.9 (-5.9)	61.0 (-5.6)	49.5 (-0.6)
45～80h	42.1	38.8	39.5	3.7	3.8	36.4	37.3	37.5	38.5	35.2	33.0	37.7
80h 超	23.1	23.9	26.8	0.5	0.2	19.9	24.2	20.3	10.0	8.9	6.0	12.8
R 5	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
45h 以内	37.0 (+2.2)	38.2 (+0.9)	34.9 (+1.2)	48.9 (-46.9)	97.2 (+1.2)	49.8 (+6.1)	41.1 (+2.6)	48.0 (+5.8)	57.5 (+6.0)	58.8 (+2.9)	64.4 (+3.4)	53.4 (+3.9)
45～80h	42.4	39.6	40.4	37.9	2.5	37.7	40.1	38.0	36.5	34.0	31.7	36.6
80h 超	20.6	22.2	24.7	13.2	0.3	12.6	18.8	14.0	6.0	7.2	3.9	10.1
R 6	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
45h 以内	38.7 (+1.7)	36.7 (-2.5)	40.0 (+5.1)	47.7 (-1.2)	96.3 (-0.9)	50.0 (+0.2)	41.2 (+0.1)	49.2 (+1.2)	56.1 (-1.4)			
45～80h	45.3	43.5	43.6	41.7	3.7	38.6	41.7	38.9	37.1			
80h 超	16.1	19.8	16.4	10.6	0.0	11.4	17.0	11.9	6.8			

（括弧内は、前年比）

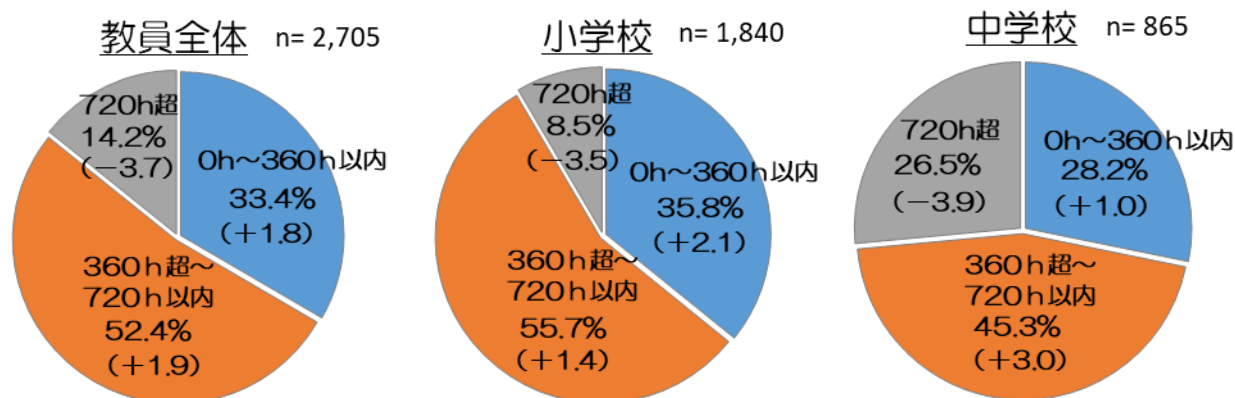
【分析および考察】

- ① 小中学校ともに、時間外在校時間が短くなっている傾向が認められる。しかし、依然として、月 45 時間以内を達成している教員の割合が 5 割以下の月もある。
- ② 小学校では、令和 5 年度、月当たりの時間外在校時間が 45 時間以内の教員の割合が最も低い月が 4 月（44.6%）、次点が 6 月（45.0%）となった。年度初めおよび成績処理の時期に在校時間が長くなる傾向がある。それ以外の月については、5 割以上の教員が月当たりの時間外在校時間が 45 時間以内という結果となった。
- ③ 中学校では、令和 5 年度、月当たりの時間外在校時間が 45 時間以内の教員の割合が最も低い月が 6 月（34.9%）、次点が 4 月（37.0%）となった。小学校と同様、年度初めおよび成績処理の時期に在校時間が長くなる傾向がある。全ての月について小学校よりも時間外在校時間が長いという結果となり、要因のひとつとして、勤務時間外に行われる部活動指導が考えられる。

(3) 年間の時間外在校時間の割合（令和５年度）

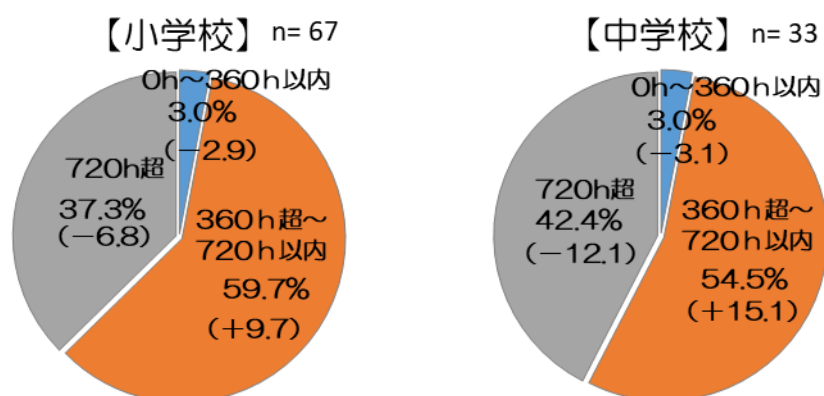
下図は、令和５年４月から令和６年３月までの１年間の時間外在校時間の割合を、校種等別に集計したものである。（土日祝日含む）

ア 全体



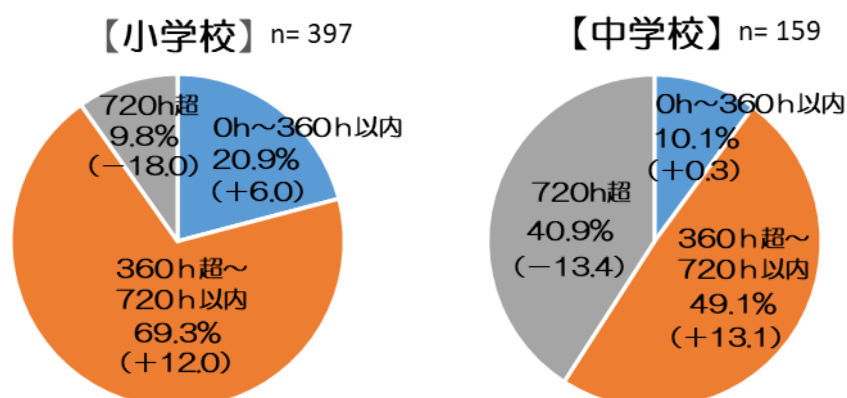
（括弧内は、前年比）

イ 副校長



（括弧内は、前年比）

ウ 若手教員（20代）



（括弧内は、前年比）

【分析および考察】

- ① 目標とする年間の時間外在校時間が 360 時間以内の教員は、小学校で 35.8%、中学校で 28.2%にとどまっている。
- ② 職層別に見ると、副校長の時間外在校時間が最も長くなっており、年間 360 時間を超えている割合が、小中学校ともに 95%を超えている。サポート人材の配置拡大など、副校長業務への支援が引き続き必要な状況である。
- ③ 年代別に見ると、若手教員（20 代）の時間外在校時間が最も長くなっており、年間 360 時間を超えている割合が小学校で 79.1%、中学校で 90.0%となっている。授業準備や保護者対応への支援など、若手教員への支援が引き続き必要な状況である。

(4) 病気休職者の状況

年度	小学校	中学校	計
令和元年度	25 (16)	5 (4)	30 (20)
令和2年度	27 (20)	11 (7)	38 (27)
令和3年度	21 (15)	12 (12)	33 (27)
令和4年度	29 (25)	10 (10)	39 (35)
令和5年度	32 (24)	13 (10)	45 (34)
令和6年度 (12月末時点)	22 (21)	6 (6)	28 (27)

※括弧内は、内数で精神疾患によるもの

※各年度とも年度内に1日以上病気休職を取得した人数(年度途中で復職した者を含む)

※前年度から引き続き休職している者については各年度の人数に計上

【分析および考察】

- ① 病気休職者は、年々増加傾向にあり、精神疾患によるものも一定数いる。
- ② 小学校の教員の方が中学校の教員よりも病気休職者が多い。

小学校では、新規採用教員の多くが4月から学級担任を受け持つことになるなど、精神的な負担が多いことが考えられる。

(5) 勤務実態から見える成果および課題

ア 成果

- ・令和3年9月から出退勤管理システムを導入したことにより、教員の勤務実態を正確に把握することができるようになった。
- ・令和5年度の月ごとの時間外在校時間について、小学校では12ヶ月のうち10ヶ月、中学校では11ヶ月において、前年度より減少しており、これまでの取組の成果が見られる。特に、副校長補佐やスクール・サポート・スタッフ等のサポート人材の配置拡充により、教員の業務が軽減され、児童生徒と向き合う時間の確保につながった。

イ 課題

- ・依然として、目標とする年間360時間以内の時間外在校時間に達しない教員が多い。特に、時間外在校時間が長い傾向にある副校長および若手教員について、引き続きサポート人材の配置拡充等の支援を行う必要がある。
- ・小学校よりも中学校の教員の時間外在校時間が長い傾向にあり、要因のひとつに部活動指導が考えられることから、部活動のあり方の検討および改善を一層推進する必要がある。
- ・東京都公立学校採用候補者選考の倍率が低下しており、十分な教員数を確保できない状況にある。さらに、新規採用教員の病気休職者が一定数いることから、年次の浅い教員への支援を推進していく必要がある。
- ・教員が児童生徒と向き合う時間を一層確保できるよう、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、学校および教員が担うべき業務の精査を行う必要がある。

【参考】東京都公立学校教員採用候補者選考状況の推移

		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校全科	受験者数[A]	4,098	3,694	3,328	3,053	2,725	2,555	2,280	2,441
	名簿登載者数[B]	1,503	2,030	1,614	1,546	1,164	1,767	2,009	2,118
	受験倍率[A÷B]	2.7倍	1.8倍	2.1倍	2.0倍	2.3倍	1.4倍	1.1倍	1.2倍
中・高共通	受験者数[A]	6,399	5,232	4,837	4,250	4,120	3,681	2,962	3,122
	名簿登載者数[B]	902	1,175	1,189	1,278	939	1,285	1,617	1,527
	受験倍率[A÷B]	7.1倍	4.5倍	4.1倍	3.3倍	4.4倍	2.9倍	1.8倍	2.0倍
特別支援学校	受験者数[A]	860	762	664	610	540	499	726	751
	名簿登載者数[B]	203	259	206	197	193	355	556	596
	受験倍率[A÷B]	4.2倍	2.9倍	3.2倍	3.1倍	2.8倍	1.4倍	1.3倍	1.3倍

第3章 今後の目標および取組

1 学校（園）における教員の働き方改革の目標

出退勤管理システムによる集計からは、年々改善は見られるものの、依然として月当たりの時間外在校時間が 45 時間を超える教員が多数いる実状が明らかになった。長時間勤務による健康への影響の観点だけでなく、ライフ・ワーク・バランスの充実等の観点からも、引き続き改善が必要である。特に、副校長および若手教員の時間外在校時間が長い傾向にあり、各学校による校内体制の整備だけでなく、引き続き教育委員会主導による支援を行っていく必要がある。

練馬区教育委員会では、練馬区立学校（園）の教員の働き方改革における今後の目標を、国や都の目標と同様、引き続き次のとおり設定する。

【今後の目標】

- 全ての教員の月当たりの時間外在校時間を 45 時間以内とする。
- 全ての教員の年間の時間外在校時間を 360 時間以内とする。

練馬区教育委員会は、学校（園）とともに、目標達成のために必要な対策を講じ、月当たりの在校時間が小学校・中学校ともに 45 時間以内、年間で 360 時間以内となる教員が増えるよう、全教員の長時間勤務の縮減を図る。また、学校における働き方改革を継続的に推進するため、進捗状況の管理や学校（園）で共有すべき事例の周知や啓発に取り組んでいく。

2 国および都の今後の主な取組

下表は、令和 6 年に国が示した答申および都が示した取組である。今後、本内容を踏まえ、区としての取組を進めていく。

【国】「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（令和 6 年 8 月 中央教育審議会答申）

- ・学校における働き方改革の更なる加速化（3 分類に基づく業務適正化の徹底等）
- ・学校の指導・運営体制の充実（教科担任制の推進、「新たな職」の設置 等）
- ・教師の処遇改善

詳細は、P. 17～

【都】学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム

（令和 6 年 3 月 東京都教育委員会）

- ・学校・教員が担うべき業務の精査
- ・役割分担の見直しと外部人材の活用
- ・負担軽減・業務の効率化（教科担任制の推進、授業動画配信 等）
- ・働く環境の改善（相談しやすい職場づくり、教員の成長を支える仕組みづくり等）
- ・意識改革・風土改革（在校等時間の見える化等）

詳細は、P. 19～

3 区の今後の取組

練馬区教育委員会は、国や都の取組を踏まえ、今後、以下の5点を柱とし、引き続き練馬区立学校（園）の教員の働き方改革に取り組んでいく。

- 1 学校・教員が担うべき業務の精査
- 2 役割分担の見直しと外部人材の活用
- 3 負担軽減・業務の効率化
- 4 働く環境の改善
- 5 意識改革・風土改革

5点の柱に基づき、在校時間縮減のための取組を示す。学校（園）は、取組を参考に
して、各校（園）の実状に応じた工夫を行う。

★…副校長に特に関係する取組

☆…若手教員に特に関係する取組

1 学校・教員が担うべき業務の精査

(1) 都実証事業を踏まえた業務軽減【新規】

地域ボランティアとの連絡調整、児童生徒の休み時間における対応、校内清掃など、
国が示す「学校・教師が担う業務に係る3分類」（P.21 参照）を基に、都が実施する
「学校業務改革推進支援」（※1）を踏まえた業務軽減の取組について、働き方改革推
進委員会で協議する。

※1 コンサルタントを活用し、学校および教員が担うべき業務を精査し、改善策の
提案・実施、効果検証等、学校の取組を伴走型で支援する都実証事業

★(2) 学校施設の開放事業のあり方に関する検討【新規】

一般団体への体育館や校庭の開放事業のあり方について、検討委員会を立ち上げ、
令和7年度末までに方向性を決定する。

★(3) 学校プールの今後の取扱いに関する検討【新規】

昨今の猛暑や豪雨などへの対応、教員の負担、プールの老朽化等に伴い、各学校に
ある屋外プールでの水泳指導を見直す。

2 役割分担の見直しと外部人材の活用

★(1) 学校生活支援員の配置拡大【充実】

都が実施する学校マネジメント強化事業（※2）や東京都教育支援機構（TEPRO）（※3）を活用し、教員の業務をサポートする人材の配置を引き続き拡大していく。

※2 副校長に集中する業務負担の軽減および教育管理職のなり手不足への対応を目的に、区市町村が「副校長を補佐する非常勤職員」を任用・配置し、都がその任用費用を補助する都事業

※3 教員の働き方改革を推進するために、多様な外部・専門人材の確保など、都内公立学校を多角的に支援する事業を実施する、都が設立した団体

☆(2) 教育アドバイザーによる若手教員への支援・指導の充実【充実】

新規採用教員や若手教員の支援・指導が充実するよう、教育アドバイザーの配置を拡大するとともに、これまで以上に支援・指導がしやすい配置について検討する。

(3) 部活動地域移行に向けた協議および部活動指導員の配置拡大【充実】

学校関係者や地域スポーツクラブ・保護者の代表等を委員とした検討委員会を開催し、令和8年度からの休日部活動の地域移行に向け、協議を行う。

また、令和2年3月に策定した「練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針」について、現在の課題や地域への移行の具体等を踏まえ、令和7年度中に改定する。

さらに、都の補助事業を活用し、単独で部活動指導や大会への引率を行うことができる部活動指導員の配置を引き続き拡大する。

3 負担軽減・業務の効率化

(1) 小学校教科担任制の効果的活用の推進【充実】

都モデル校における成果や取組事例を周知し、小学校教科担任制を推進する。
（都は、令和10年度までに12学級以上の全校へ導入予定）

☆(2) 始業式および入学式の実施日の検討【新規】

教員の児童生徒と向き合う時間や年度初めの準備時間を確保するため、始業式および入学式の実施日について検討する。

(3) 諸表簿の電子化【新規】

これまで紙媒体で保存していた指導要録および健康診断票について、電子保存が行えるよう、環境を整備する。

★(4) 各種会議・研修等のオンライン化の推進【充実】

区主催の会議および研修について引き続きオンラインでの実施を推進する。また、

各学校における校務クラウド化や保護者・地域向けアンケートのデジタル化等について好事例の周知を行う。

(5) タブレット端末の年度更新作業における教員の負担軽減【新規】

各学校において教員が行っている児童生徒用タブレット端末の年度更新作業について、ICT支援員によるサポートを実施する。

4 働く環境の改善

☆(1) ICT環境の整備【充実】

学校内ネットワークのWi-Fi化、児童生徒用タブレットの機器更新など、引き続きICT環境を整備する。また、小学校教育会や中学校教育研究会とも連携し、各学校において作成・活用している教材を学校間でデータ共有できるようにする。

☆(2) 相談しやすい職場づくり【充実】

都が実施する、臨床心理士等によるアウトリーチ型相談や新規採用教員メンター等を活用するなど、教員が働きやすい環境をつくる。

☆(3) 教員の心身の健康保持【充実】

新規採用教員を対象としたメンタルヘルス研修を充実するとともに、都作成のミニ動画やポータルサイトを活用し、教員の心身の健康保持を図る。

5 意識改革・風土改革

(1) 勤務実態に基づいた働きかけ【充実】

出退勤管理システムにより、教員の時間外在校時間を把握し、時間外在校時間が継続的に長時間になっている教員に対しては、管理職や産業医等による面談および適切な支援等を実施する。

(2) 教職員の意識改革【充実】

校長、副校長、管理職候補者等に対する研修の充実や、学校経営計画における働き方改革の取組の明確化について検討する。

(3) 好事例を参考にした学校での取組の推進【充実】

各学校における時程の見直し、児童生徒にとって真に意義のある教育活動や学校行事の精選を引き続き推進する。好事例については、校長会等を通じて共有する。

(4) 保護者・地域・関係機関との認識の共有【充実】

保護者や地域社会の方々に対し、働き方改革への理解、協力を依頼するとともに、警察等の関係機関に対する協力を依頼する。

参考資料

1 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（令和6年8月 中央教育審議会答申）

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について
～全ての子どもへのよりよい教育の実現を目指し、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～（答申）【概要】

第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状

令和6年8月 中央教育審議会

1. 我が国の学校教育の現状

- 日本の学校教育は、全国的に一定水準の教育を保障
- 知・徳・体・心にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価
- PISA2022でも世界トップレベルの結果

→ **日本の学校教育は更なる高みを目指す**：「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
新たな学びの実現に向けて、教職の魅力を上向き、教育界内外から教師に優れた人材を確保し続ける環境整備が必要不可欠

これらは、教師の
献身的な努力の成果

- コロナ禍により、学校が子供たちにとっての**福祉的な役割**も担っていることが再認識
- 学校を取り巻く環境の大きな変化
(例：GIGAスクール構想の進展、社会自体の急激な変化等)

2. 学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化

➢ 不登校 ➢ いじめ重大事態 ➢ 特別支援教育 ➢ 児童虐待 ➢ 外国人児童生徒 ➢ 子供の貧困 ➢ ヤングケアラー ➢ 家庭・地域の状況が大きく変化 など

→ **課題が複雑化・困難化する中で、結果として、学校や教師の負担が増大してきた実態**

※不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数は過去最多

3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状

- 令和元年給特法改正を踏まえた時間外在校等時間の**上限指針**の策定
- 「3分類」に基づく**学校・教師が担う業務の適正化**
- **教職員定数の改善**や**支援スタッフの配置拡充** など

- 依然として**時間外在校等時間の長い教師が存在**
- **教師不足も憂慮すべき状況**
- 教師の**メンタルヘルス対策**も喫緊の課題

- **時間外在校等時間の減少**
- 有給休暇の取得日数の増加 など

平成28年度		令和4年度	
小学校	中学校	小学校	中学校
約59時間	約81時間	約41時間	約58時間

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない**危機的状況**
教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず**研究と修養**が求められる**学びの高度専門職**であり、教職生涯を通じて**学び続けられる**ようにしていくことが必要
- チーム学校の考え方の下、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成**が必要

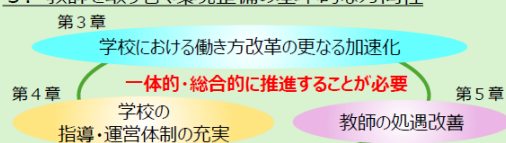
→ **研修や学ぶ時間の十分な確保等によって自己の資質・能力等を高められるようにし、生き活きと子供たちと接することができる環境の整備が必要**

2. 教師を取り巻く環境整備の目的

- 教師の**健康を守る**ことはもとより、教師の**人間性や創造性**を高め、高い**専門性を発揮**できるようにするとともに、知識・技能等を**学び続けられる環境の整備**
- **新たな学びの実現に向けて**、教師の**資質能力の向上**や**多様な人材の教育界内外からの確保**により、**質の高い教職員集団を実現**
- **若手教師や教職志望の学生**を引きつけるため、**抜本的に教職の魅力を上向き**

学校教育の質の向上を通じ、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現

3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性



第3章 学校における働き方改革の更なる加速化

1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等

- 平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には**給特法が改正**され、**業務量の適切な管理**等に関する指針を策定。
- **教職員定数の改善**、**支援スタッフの配置拡充**、**部活動の見直し**、**ICTによる業務効率化**等を進め、**教育委員会における取組も着実に進捗**。
- 教師の月当たりの平均の時間外在校等時間は、**小学校で約18時間、中学校で約23時間減少**。 ※平成28年度から令和4年度の比較。推計値のため参考としての比較である点には留意が必要。
- 一方、教育委員会や学校における**取組状況の差が課題**。解像度を上げて、**具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行**すべき。

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

※学校・教師が担う業務に係る3分類

- 学校教育の質の向上のため、**教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要**。**学校・教師が担う業務の適正化**の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「**個業**」から、業務の一部を他の教師等と分担する「**協働**」への**シフトチェンジの徹底**が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、**3分類*に基づく業務適正化の徹底**、調査の精選、**標準を大きく上回る授業時数の見直し**、**校務DXの加速化**等が必要。

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- **勤務時間管理**は、労働法制上、**服務監督教育委員会**の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の**取組状況の公平な「見える化」**や**PDCAサイクルの構築**が不可欠。在校等時間の**教育委員会ごとの公表**も必要。
- 国は、**PDCAサイクル**を通じた働き方改革の推進、**業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表**等を教育委員会が行う仕組みを検討・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、**指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求める**ことが必要。
- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての**定量的な目標設定**が必要。まずは時間外在校等時間が**月80時間超の教師をゼロ**にすることを最優先で目指し、**全ての教師が月45時間以内**となることを目標として、**将来的に平均値として月20時間程度への縮減**を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の**働き方改革の担当の明確化**も必要。学校についても、**教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化**等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力が重要であり、校長の**育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上**が必要。

(2) 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を**学校運営協議会**や**総合教育会議**で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築や、**スクールロイヤー**等を活用した**法務相談体制**の整備・充実が必要。

4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師の**メンタルヘルス対策**に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。**若手教師への支援体制の充実**が必要。
- 産業界の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の**労働安全衛生管理体制の整備**に向けて、**教育委員会への強力な指導**が必要。
- 正規の勤務時間の途中に**休憩時間を適切に確保**できるよう、担任外の教師も含め**給食指導を輪番制**にすること等により休憩時間を割り振ること等が必要。
- いわゆる「**勤務間インターバル**」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の**変形労働時間制の趣旨や効果**について、国は、**未活用の教育委員会に対して周知**することが重要。

5. 柔軟な働き方の推進

- **早出遅出勤務やフレックスタイム制度、テレワーク**について、学校の特性を踏まえた**留意事項や工夫事例**を整理し、導入を促進する必要。

第4章 学校の指導・運営体制の充実

1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等

(1) これまでの経緯

- 義務標準法では、勤務時間の半分を指導時数、残り半分は校務に充てることを想定し、いわゆる「乗ずる数」^(※)を設定。
- 平成29年、令和3年に義務標準法を改正（**少人数指導等のための教師の基礎定数化、小学校の学級編制の標準の35人への引下げ**）

(※) 学級数に応じて係数を設定。例えば、12学級の中学校には19人の教員（校長を除く。）の配置等。

(2) 持続可能な教職員指導体制の構築

<持ち授業時数の軽減>

- 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、高学年に加え、**小学校中学年についても教科担任制を推進**し、専科指導のための**定数改善**が必要。

<若手教師への支援>

- **新卒教師は、学級担任ではなく教科担任**とし、**持ち授業時数を軽減**したりする等の取組ができるよう、**教科担任制の充実に向けた定数改善**が必要。
- 若手教師を支えるため、若手教師が年齢の近い中堅教師等に気軽に相談できるよう、**若手教師の支援について学校の中で組織的に体制を充実**する必要。
- 若い教職員の増加に伴い、産休・育休の取得者等も増加しているため、教職員が**安心して産休や育休を取得することができるような体制整備**が必要。

(3) 多様な・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- 急増する不登校児童生徒をきめ細かく支援するため、誰一人取り残されない「**COCOLOプラン**」の実現に向けた体制整備に向けて、**学びの多様な学校への教員配置の充実**や、不登校生徒への支援等に対応する**生徒指導担当教師の全中学校への配置**等が必要。
- **養護教諭や栄養教諭**の配置充実、**高等学校や特別支援学校**の指導・運営体制の充実の検討が必要。
- **35人学級**についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、**中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築**が必要。

(4) 組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- 学校横断的な取組についての**学校内外との連携・調整機能の充実**や、若手教師へのサポートのため、**「新たな職」の創設**が必要。
- **副校長・教頭の未配置校の解消**や複数配置基準の引下げの検討、**主幹教諭**の配置充実、**事務職員**の校務運営への参画と配置充実が必要。

2. 支援スタッフの配置の在り方等

- 学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、**支援スタッフの更なる配置充実**と、**次世代型「チーム学校」の実現**が必要。
- **教員業務支援員の安定的な確保**のための環境整備と一層の**連携・協働**に向けた**学校マネジメント**の推進、**副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実**が必要。
- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー**の配置充実や効果的な活用、**推進・部活動指導員の配置充実**が必要。
- 「教員業務支援員との協働の手引き」等も活用しながら、**支援スタッフの着実な確保・配置、教師との連携・協働、役割分担**の推進が必要。

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充と併せ、**社会人の学校への参入促進**等により**多様な専門性を有する教職員集団の形成**が必要。
- 教職課程の活用等も通じた、**様々な強みや専門性を持った教師の養成・採用**や、**特別免許状、特別非常勤講師の積極的な活用**が必要。
- 多様な社会人等の参入促進に当たっては、**参入しやすくなる免許制度の検討**等が必要。
- 民間企業等の従業員が**任期付職員**として学校現場で勤務することも想定。国は**制度の周知・活用促進**を図るべき。
- **教職の魅力の広報・啓発**や現場ニーズの適切な発信等が必要。

3

第5章 教師の処遇改善

1. これまでの経緯

- 昭和46年に給特法、昭和49年に人材確保法が制定。人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、昭和55年には、**一般行政職に比べて教師は約7%の優遇分**が確保されるも、その後、相対的に優遇分が低下し、**現在ではわずか**になっている状況。
- **諸外国においても、教職の魅力向上や教師不足の解消等を目的とした教師の処遇改善**が行われている。

2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- 教師の処遇改善の水準は、**人材確保法**による処遇改善後の昭和55年の一般行政職に比した**優遇分の水準（約7%）以上を確保**することが必要。
- 教師は、我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑・困難な職務を担っており、**専門的な知識や技能等が求められる高度専門職**。
- 教師が、**専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方**が求められる。
- 教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、**日々変化する目の前の子供たちへの臨機応変な対応**が必要。
- どのような業務をどのようにどの程度まで行つか、**教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が大きい**。
- 教師の職務は、**教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と、管理職の指揮命令に基づく業務**が日常的に渾然一体となっており、**正確な峻別**は極めて**困難**。授業準備や教材研究等が、**どこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難**。
- 一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の**時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない**。
- **教師の職務等の特殊性**を踏まえると、**勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額**を支給する仕組みは、**現在においても合理性を有する**。
- 県費負担教職員制度の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、**時間外勤務命令を発しないインセンティブが十分には機能しない**と考えられる。
- **PDCAサイクル**を通じた働き方改革を推進し、**業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表**等を教育委員会が行う仕組みの検討や、**学校の指導・運営体制の充実**により、**時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当**。管理職は、教師の**時間外在校等時間の適切な把握**が必要。
- 人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、**教職調整額の率は少なくとも10%以上**とすることが必要。
- 管理職からの勤務命令が抑制的な中、教師の自発性・創造性に委ねるべき部分が大きいこと等から、**超勤4項目に別の業務を追加することは適さない**。

3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- 職務給の原則も踏まえ、**職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築**が必要。また、**人事評価の適正な実施・活用**が必要。
- 職務給の原則に従って、「新たな職」の創設に伴い、**教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設が必要（6級制の実現）**。主任手当よりも高い処遇を想定。
- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、**学級担任の教師について、義務教育等教員特別手当の額を加算**する必要。
- 負担と処遇のバランスに配慮しながら、例えば、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方を含め検討することが考えられる。
- 学校教育の質の向上に向けて、**管理職による適切な学校運営が重要**であり、その職務と職責の重要性を踏まえ、**管理職手当等の改善**が必要。

第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等

- 国は、教師を取り巻く環境整備の進捗状況を毎年度の取組状況調査を通じて**客観的にフォローアップ**し、機動的に取組みの見直しを図ることが重要。
- 次期学習指導要領における**標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方**等については、**今後の専門的検討を踏まえ、改革**されることを期待。

4

2 学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム（令和6年3月 東京都教育委員会）

別添 1

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」について

1 策定の背景

・「学校における働き方改革推進プラン」を策定し（H30.2）、外部人材活用やデジタル化等の取組を推進

・時間外勤務の状況は改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況

<学校、働き方改革を取り巻く状況の変化>

- ・教員の安定的な確保が困難（R5年度教員採用選考における小学校全科の受験倍率は1.1倍、教員の精神疾患による休職率、新規採用教員の1年以内の離職率は増加傾向）
- ・新たな課題や複雑・高度化する課題への対応（教育DX、グローバル化、いじめ・不登校など）
- ・国・民間企業においても、長時間労働の抑制やライフ・ワーク・バランス実現のための取組を推進

○教員が心身ともに健康で、やりがいをもって生き生きと働ける環境づくりを一層進めていくことを表明（R5.11）

○集中的に取り組むべき具体的な対策を「実行プログラム」として取りまとめ、学校における働き方改革を更に加速

※国、都教育委員会が1か月当たりの上限として定める基準

時間外勤務が月45時間（※）を超える教員の割合

学校種別	令和元年10月	令和5年10月
小学校	48.2%	38.2%
中学校	56.3%	49.9%
高等学校	33.5%	35.6%
特別支援学校	24.7%	25.5%

2 策定の考え方

(1) 目的

次代を担う子供たちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、教員の心身の健康保持の実現と、教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、学校教育の質を維持・向上

(2) 位置付け

- ・都立学校教員の服務監督権者である都教育委員会の実施計画
- ・区市町村立学校教員の服務監督権者である区市町村教育委員会による取組の促進を目指すもの

(3) 計画期間

令和5年度から令和8年度まで（4年間）

(4) 成果指標・目標値

各施策の効果検証や改善・充実等に活用

	成果指標（カッコ内は目標値）
①時間外在校等時間	1か月当たり45時間超の教員の割合（0%）
②業務への負担・支援	ストレスチェック「仕事のコントロール」「職場の支援」の値（それぞれ100以下）
③ライフ・ワーク・バランス	教員の仕事と仕事以外のバランスの満足度（80%以上） 年次有給休暇取得日数（年間20日） 男性の育児休業取得率（50%以上）
④仕事に対するやりがい	授業準備の時間が取れていると感じる教員の割合（80%以上） 児童・生徒の相談の時間が取れていると感じる教員の割合（80%以上） 教員の仕事についての満足度（80%以上）

(5) 取組の方向性（5つの柱）

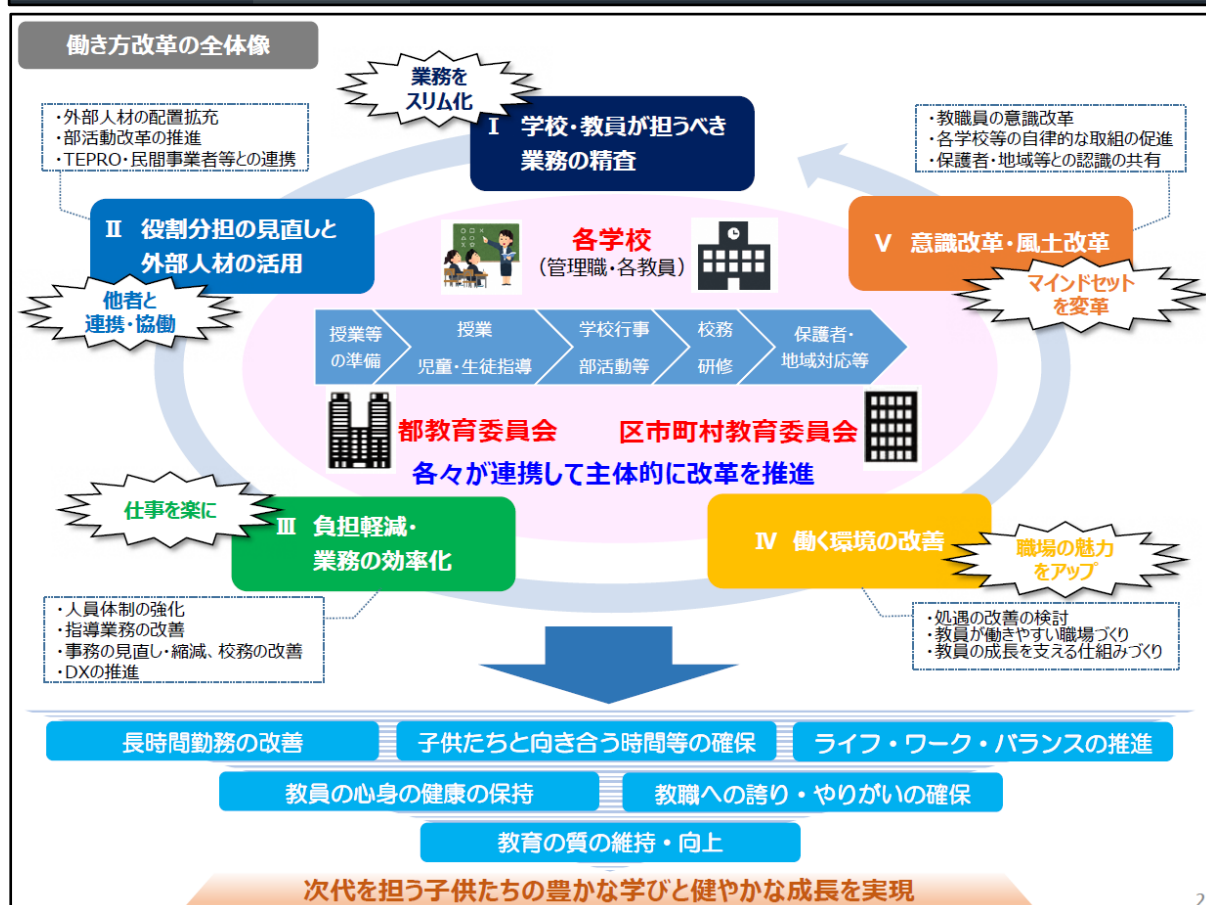
I 学校・教員が担うべき業務の精査

II 役割分担の見直しと外部人材の活用

III 負担軽減・業務の効率化

IV 働く環境の改善

V 意識改革・風土改革



3 主な取組

I 学校・教員が担うべき業務の精査

- ✓学校業務改革推進支援（コンサルタントを活用し、学校業務の精査や改善等を伴走型で支援）【小中高特】

II 役割分担の見直しと外部人材の活用

1 外部人材の配置拡充

- ✓副校長補佐【小中高特】
- ✓スクール・サポート・スタッフ【小中】
- ✓エデュケーション・アシスタント【小】
- ✓社会の力活用事業【小】

2 部活動改革の推進

- ✓部活動指導員の活用【中高特】
- ✓休日の部活動の地域連携・地域移行の推進【中高】

3 TEPRO・民間事業者等との連携

- ✓人材バンク、法律相談や就学支援金等事務支援業務等、TEPROと一層連携した学校支援の在り方を検討【小中高特】

III 負担軽減・業務の効率化

1 人員体制の強化

- ✓小学校教科担任制の推進【小】
- ✓負担の大きい校務を担う教員の授業時数軽減【小中高特】

2 指導業務の改善

- ✓教材等の共有、指導教諭等の授業動画配信等【小中高特】
- ✓授業時数や学校行事等、教育課程編成に係る指導・助言の徹底【小中高特】

3 教員が行う事務の見直し・縮減、校務の改善

- ✓調査等の見直し・縮減【小中高特】
- ✓副校長、分掌主任等が担う業務の点検・見直しの検討【小中高特】
- ✓事務職員の負担軽減（庶務関係事務の集約等の検討）【小中高特】
- ✓保護者等への対応の見直し【小中高特】

III 負担軽減・業務の効率化（つづき）

4 DXの推進

- ✓Teams等活用による資料共有や配布物の電子配信【高特】
- ✓統合型校務支援システムと採点・分析システムの連携【高】
- ✓保護者コミュニケーションシステムの段階的導入【高特】
- ✓デジタルサポーター配置、ICTリーダーの時数軽減【高特】
- ✓奨学金支援に係るシステムの再構築【高】
- ✓保護者が学校に提出する書類の電子化の検討【高特】
- ✓島しょDXの推進【小中】

IV 働く環境の改善

1 処遇改善の検討

- ✓国の検討状況を踏まえ、対応を検討【小中高特】

2 教員が働きやすい職場づくり

- ✓職員室の環境改善【高特】
- ✓アウトリーチ型相談事業、SNS相談窓口【小中高特】
- ✓新規採用教員メンターの導入【小】
- ✓教職員のためのコミュニケーションガイドブック【小中高特】
- ✓テレワーク、時差勤務等、新たな働き方の推進【小中高特】
- ✓男性育業取得率の目標値を50%以上に向上【小中高特】

3 教員の成長を支える仕組みづくり

- ✓教育用語集の作成・提供【小中高特】
- ✓研修機会の充実や資格取得等支援の検討【小中高特】

V 意識改革・風土改革

- ✓在校等時間等の見える化【小中高特】
- ✓区市町村教育委員会や学校の主体的な改革に向けた仕組みづくりの検討【小中高特】
- ✓働き方改革に関する好事例の収集・共有【小中高特】
- ✓保護者・地域、関係機関との認識の共有【小中高特】

3

主な取組（年次計画）

方向性	取組	対象	R5	R6	R7	R8
I 学校・教員が担うべき業務の精査	学校業務改革推進支援	小中高特		コンサルタントに委託し、業務の精査・改善を伴走型で支援	委託結果を踏まえ、業務の適正化を推進 区市町村教育委員会や学校に好事例等を共有	
II 役割分担の見直しと外部人材の活用	配外 部 置 人 材 の 充 た せ る 取 組 の 推 進	副校長補佐	小中高特	1,028校	拡充：1,353校	効果検証の上、今後の展開を検討 人材確保、質の向上等について検討、実施
		スクール・サポート・スタッフ	小中	1,971人	拡充：2,175人	
		エデュケーション・アシスタント	小	100校	拡充：1,268校	
		部活動指導員	中高特	1,412人	拡充：1,796人	
	・の休 日地 域地 域 移 行 携 手 の 推 進	都立高校	高	パイロット校 運動部6校12部 文化部1校1部		令和6年度の状況を 踏まえ規模を検討 進捗状況を検証し 更に改革を推進
		都立中学校等	中	10校10部	拡充：10校70部程度	
		区市町村立中学校	中	各区市町村における取組を支援		
III 負担軽減・業務の効率化	小学校教科担任制の推進	小	20校	拡充：90校程度	令和10年度までに12学級以上の全校へ導入	
	校務負担軽減のための時数軽減	小中高特	1,506校	拡充：2,140校	効果検証の上、今後の展開を検討	
	教育課程編成に係る助言・指導 （授業時数、学校行事等）	小中高特	通知発行	区市町村教育委員会とも連携して学校に対する指導・助言		
	調査等の見直し・縮減	小中高特	視点再整理	視点に基づき縮減	不断の見直し（ICTも活用した縮減の検討・実施）	
	DXの推進	高	システム改修	連携強化		
IV 働く環境の改善	統合型校務支援システムと採点・分析システムとの連携強化	高	システム改修	システムを段階的に導入	拡充：全校	
		高特				
	アウトリーチ型相談事業	小中高特	希望する小・中学校対象 小学校の全新規教員等対象	希望する都立学校を対象に追加 小学校の地区間の初 異動者等を対象に追加	継続実施 効果検証の上、今後の展開を検討	
	先生たちのほっとLINE	小中高特	開設	都立学校に対象拡大	効果検証の上、今後の展開を検討	
	新規採用教員メンター	小		しくみを導入		
V 意識改革・風土改革	教職員のための コミュニケーションガイドブック	小中高特	作成・提供	周知・活用・更新		
	在校等時間等の見える化	小中高特	在校等時間の 客観的把握	他の学校、他の区市町村教育委員会との比較ができるよう「見える化」を検討・実施		
	保護者・地域等との認識の共有	小中高特	チラシ配布	チラシ配布、メッセージ発信等、働き方改革への理解、協力の依頼を継続		

4

3 「学校・教師が担う業務に係る3分類」(平成31年1月 中央教育審議会答申)

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)